

**◆改善事例 NPO 法人たすけあい三河に対する申入れ**

事業者名：特定非営利活動法人たすけあい三河

事業内容：権利擁護、財産管理など

申入対象：くらサポ安心生活支援契約書

対象条文：10条2項（原状回復費用に関する条項） 消契法8条1項1号、3号

13条1項（解除権に関する条項） 消契法10条

13条5項（入会金の不返還条項） 消契法9条1項1号

申入開始日：2023（令和5）年9月26日

申入終了日：2024（令和6）年6月19日

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p><b>（くらサポ安心生活支援契約書）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10条2項（原状回復費用に関する条項） 第10条（居住建物への立ち入り） 1 甲は、本契約に定めるサービスを提供するために必要があるときは、乙が居住建物に立ち入ることを承諾するものとする。 2 乙が、甲の所在建物に立ち入った結果、原状回復を要するときは、その費用は甲が負担するものとする。</li> </ul> <p>◆申入れ内容 契約条項2項を削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 上記契約条項（2項）は、事業者が契約書の所在建物に立ち入った結果として原状回復を要するときは、全て契約者がその費用を負担する内容となっている。 この点について、例えば、事業者の側に故意・過失があるような場合、民法の規定に従えば、事業者が債務不履行（民法415条）または不法行為（民法709条）に基づく損害賠償義務として、原状回復費用を負担すべきであると考えられる。 消費者契約法8条1項1号及び3号は、事業者の債務不履行（1項1号）または債務の履行に関してなされた不法行為（1項3号）の場合に、消</p>	<p>同条項は削除する旨の回答がなされた。</p>

	<p>費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項について、無効としている。</p> <p>しかるに、上記契約条項（2項）は、原状回復を要するときはすべて消費者側の責任とするものであるから、まさに消費者契約法8条1項1号及び3号に反して、無効であると考えられる。よって、上記契約条項（2項）の削除を求める。</p> <p>・ 13条1項（解除権に関する条項）</p> <p>2 第13条（契約の解除）</p> <p>1 甲乙及び丙は3か月以上の予告期間を設け本契約を解除することができる。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記条項について、民法の規定に沿う形で修正してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>本契約は、民法上の準委任契約（民法656条）に該当すると考えられるところ、準委任契約においては、契約各当事者はいつでも契約を解除することができる（民法651条1項）。</p> <p>したがって、上記条項は、契約当事者ではない立会人（丙）に解除権を認めている点において、また、「3か月以上の予告期間」を要求している点において、民法上の規定よりも消費者（甲）にとって不利な内容となっている。</p> <p>よって、その限度において、消費者契約法10条により無効であると考えらることから、民法の規定に沿うように修正することを求める。</p> <p>・ 13条5項（入会金の不返還条項）</p> <p>3 第13条（契約の解除）</p> <p>5 契約が解除になった場合でも、入会金および身元保証金は返金されないものとする。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>上記条項について、削除してください。</p>	<p>以下の規定に改定する旨の回答がなされた。</p> <p>第13条（契約の解除）</p> <p>1 甲乙は、甲乙いずれかの申し出により本契約を解除することができる。</p> <p>以下の規定に改定する旨の回答がなされた。</p> <p>第13条（契約の解除）</p> <p>5 本契約が解除になった場合、履行されていない預託金は清算し残金は甲に返金する。</p>
--	--	--